

様式第 4 号（第 7 条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市犯罪被害者等支援条例（案）】

つくば市建設部防犯交通安全課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的に、本条例を制定するものです。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

水戸市犯罪被害者等支援条例、土浦市犯罪被害者等支援条例、筑西市犯罪被害者等支援条例 等

○ 未来構想における根拠又は位置付け

特になし

○ 関係法令、条例等

犯罪被害者等基本法

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

- ・ 犯罪被害者等への支援の構築または既存制度周知及び活用
- ・ 市民、事業者の犯罪被害者等への支援の必要性の理解

上記を促進する条例を制定することで、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営める地域社会の形成を目指します。

つくば市犯罪被害者等支援条例（案）概要

1 条例制定の趣旨

犯罪被害者等基本法（平成 28 年 4 月 1 日 施行）により、自治体は「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされました。

こうした背景から、自治体による犯罪被害者等への支援に関する理念的事項を定める条例制定の動きが全国的に広がる中、つくば市においても犯罪被害者等への支援に関する理念的事項を明確にすることで、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的に、本条例を制定します。

2 条例（案）の構成

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 基本理念

第 4 条 市の責務

第 5 条 市民及び事業者の責務

第 6 条 相談及び情報の提供等

第 7 条 見舞金の支給

第 8 条 精神的な被害の回復等の支援

第 9 条 安全の確保

第 10 条 居住の安定

第 11 条 人材の育成

第 12 条 広報及び啓発活動

第 13 条 民間支援団体に対する支援

第 14 条 意見等の反映

第 15 条 財政上の措置

第 16 条 補則

附則

3 条例（案）の概要

目的（第1条）

この条例を制定する目的を簡潔に示したものです。

犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的としています。

定義（第2条）

この条例で使用する用語のうち、「犯罪等」、「犯罪被害者等」、「二次的被害」、「市民」、「事業者」、「民間支援団体」及び「関係機関等」について定義しています。

基本理念（第3条）

犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方である「基本理念」を定めています。

市の責務（第4条）

第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するなど、第3条に定める基本理念に基づく市の責務を明確にしています。

市民及び事業者の責務（第5条）

基本理念にのっとり、市民については犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深めるよう努める、事業者については犯罪被害者等の被害に係る刑事手続の際の就労に関して配慮するなど、犯罪被害者等支援に対する市民及び事業者の責務について明確にしています。

相談及び情報の提供等（第6条）

基本理念にのっとり、犯罪被害者等からの相談対応及び関係機関等との連絡調整について規定しています。

見舞金の支給（第7条）

第4条の市の責務に規定する施策を具体的に実施し、犯罪被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者又はその遺族（※）に対する見舞金の支給を規定しています。

※支給対象者は、犯罪被害の原因となった行為が行われた時において市内に住所を有していた者に限ります。

精神的な被害の回復等の支援（第 8 条）

基本理念にのっとり、犯罪被害者等の精神的な被害の早期の回復又は軽減を図るため支援について規定しています。

安全の確保（第 9 条）

基本理念にのっとり、犯罪被害者等への二次的被害の防止について規定しています。

居住の安定（第 10 条）

第 4 条の市の責務に規定する施策を具体的に実施し、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅の入居時の配慮などの支援を規定しています。

人材の育成（第 11 条）

基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成について規定しています。

広報及び啓発活動（第 12 条）

第 5 条の市民の責務に関連し、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害防止への配慮の重要性などについて、市民への広報及び啓発について規定しています。

民間支援団体に対する支援（第 13 条）

基本理念にのっとり、民間支援団体への犯罪被害者等の支援に関する情報の提供などの支援について規定しています。

意見等の反映（第 14 条）

基本理念にのっとり、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策への、犯罪被害者等からの意見及び要望の反映について規定しています。

財政上の措置（第 15 条）

市が、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するため、必要な予算措置を講ずることを規定しています。

補則（第 16 条）

条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることを規定しています。

附則

以下について規定しています。

- ・この条例の効力がいつから発生するか
- ・第7条第1項の規定の適用についての経過措置
- ・第10条を具体的に実施するための「つくば市市営住宅条例」の一部改正